

公開版

## 平成26年度 教育委員会 第22回定例会 議案

1 日 時 平成27年 2月16日 (月) 午前9時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

<非>第57号議案 教育委員会委員の辞任

…… 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

静岡県教育委員会



第22回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	不祥事根絶データベースの開設	1
2	県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」 第2期計画の平成26年度進捗状況	2
3	人間関係づくりプログラムの改編について	4
4	平成26年度特別支援体制整備研究協議会報告	5
配付 のみ	平成27年3月の主要行事予定	6
	静岡県のケータイ・スマホルールカレンダー及び店舗用卓上啓発物	7
5	<非>平成26年度末 校長退職者状況報告	非
6	<非>主幹教諭の希望降任について	非

## 不祥事根絶取組データベースの開設

(教育総務課)

## 1 現状と課題

各学校においては、不祥事根絶を目的とした校内研修会を開催するとともに、校内コミュニケーションの活性化、管理職による面談の実施、校内コンプライアンス委員会の開催、相談員制度の周知等を行なって、不祥事の未然防止に取り組んでいる。

しかしながら、マンネリ化した題材を使用した、自己を律することが求められる研修の繰り返しにより、教職員の意欲が低下する状況も報告されており、前向きな気持ちで取り組むことが可能な研修材料をいかに確保するかが、喫緊の課題となっている。

県教委では、「信頼にこたえる」事例集に、毎年新規の事例を追加しているが、学校からは、更なる研修材料の提供を求める声が上がっているほか、他の学校でどのような取組が行われているかを知りたい、という要望も多い。

また、学校の多忙化により、研修時間の確保が困難な状況が発生している。

## 2 課題への対処

以上の状況に鑑み、教育委員会や学校における不祥事根絶に向けた取組を集約したデータベースをウェブ上に開設し、教委と学校、教委間、学校間の情報共有が可能となる体制を整備することとする。

また、計画や実績の教育委員会への報告をウェブ上で行うことで、学校・教委双方の業務軽減を図る。

## 3 データベースの概要

## (1) 仕様

ウェブ上に下記①～④のページを作成し、③④については、キーワードによる検索機能を持たせた上で、相互閲覧が可能となるよう公開する。

- |  |
|--|
| ①各学校の取組計画を年度ごとに収録するページ                                 |
| ②各学校の取組実績を報告するページ                                      |
| ③報告された取組実績より、共有すべき情報（校内研修のテーマ、実施形態、成果、課題等）を集約して掲載するページ |
| ④研修で使用した資料等をテーマ別（セクハラ・わいせつ、体罰、交通事犯等）に収録するページ           |

## (2) 運用方法

データベースが開設されるウェブページの閲覧および編集は、教育総務課、学校担当課、市町教育委員会、各学校に付与するアカウントでログインして行なう。

アカウントの付与を受けた教育総務課、学校担当課、市町教育委員会、各学校は、下記によりウェブページを管理する。

- |         |                             |
|---------|-----------------------------|
| ①取組計画   | → 各学校が当該ページの校種別・地域別フォルダ内に添付 |
| ②実績報告   | → 各学校が当該ページより直接入力           |
| ③共有情報   | → 教育総務課が取りまとめて添付            |
| ④研修用資料等 | → 資料作成者が当該ページの分野別フォルダ内に添付   |

## 4 今後の予定

H27年 2月 アカウントの付与（教育政策課情報化推進室）

試験運用開始（3月31日まで）

4月 正式運用開始

(件 名)

県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」

第2期計画の平成26年度進捗状況

(教育政策課)

1 趣旨

県生涯学習推進本部において、県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」第2期計画の平成26年度進捗状況をまとめたので報告する。

2 進捗状況結果の概要

(1) 成果指標

章立て	目標値 以上	A	B	C	基準値 以下	—	計
第1章	1	2	3	8	8	0	22
第2章	1	7	8	8	8	3	35
第3章	0	2	4	1	2	0	9
第4章	1	1	0	1	6	1	10
第5章	0	4	4	7	8	3	26
計	3	16	19	25	32	7	102

(2) 主な取組の進捗状況

章立て	◎	○	●	計
第1章	3	83(1)	3	89(1)
第2章	5(1)	207(32)	6(1)	218(34)
第3章	4(1)	43(17)	4(3)	51(21)
第4章	1	51(1)	3	55(1)
第5章	3(2)	92(27)	4(1)	99(30)
計	16(4)	476(78)	20(5)	512(87)

計は、( )で示した再掲数を含んでいる。

3 進捗状況結果の詳細 ⇒別添資料

4 今後のスケジュール等

- ・ 3月上旬を目途に県教育委員会HPに公開する。
- ・ 地教行法に基づく、平成26年度の施策を対象とした教育行政の点検評価については、外部有識者等の知見を活用して来年度実施する。

【参考資料】

1 進捗状況の区分

(1) 成果指標の進捗状況

102の成果指標については、県総合計画後期アクションプランの評価基準に則り、以下の区分によりその進捗状況を示した。

区分		内 容
目標値以上		「現状値」が「目標値」以上*の推移のもの
目標値から基準値	A	「現状値」が「期待値」の推移の30%以上*のもの
	B	「現状値」が「期待値」の推移の±30%の範囲内のもの
	C	「現状値」が「期待値」の推移の-30%以下*のもの
基準値以下		「現状値」が「基準値」以下*の推移のもの
—		統計値等発表前、当該年度に調査なし等

※減少を目指す数値目標については、「目標値以上」及び「A」の内容欄の「以上」を「以下」に、「C」及び「基準値以下」の内容欄の「以下」を「以上」に読み替える。

※数値目標の「基準値」が、毎年ほぼ同程度の増加（又は減少）により、平成29年度に「目標値」を達成するものと想定し、想定どおりに進捗した場合の各年度において見込まれる数値を「期待値」とする。

(2) 主な取組の進捗状況

再掲を含む512の主な取組については、県総合計画後期アクションプランの評価基準に則り、以下の区分によりその進捗状況を示した。

区分	進捗状況
◎	前倒しで実施中
○	計画どおり実施中
●	計画より遅れており、より一層の推進を要する

## 人間関係づくりプログラムの改編について

(義務教育課)

### 1 目的

いじめや不登校等の問題行動の未然防止策を強化するために、「人間関係づくりプログラム」を改編し、活用の一層の推進を図る。

### 2 組織

有識者(大学教授等)、臨床心理士、市町教育委員会指導主事、各教育事務所地域支援課指導主事、総合教育センター総合支援課指導主事

### 3 経緯

7月25日(金)	第1回改編委員会(プログラム改編の方向性の確認)
9月1日(月)	第2回改編委員会(担当学年のエクササイズのねらい、内容の検討)
10月7日(火)	第3回改編委員会(担当学年のエクササイズ原案の検討・修正)
11月6日(木)	第4回改編委員会(担当学年のエクササイズ原案の検討・修正)
12月22日(月)	第5回改編委員会(全体構成、内容最終確認、次年度の方向性協議)

### 4 改編の概要

- (1) 全校体制で発達段階に応じて取り組むことができるようにするために、全学年のプログラムを掲載する。
- (2) 本県の児童生徒の課題を克服するために、4つのスキル(「出会い」「聴き方」「自己表現」「自分の気持ちへの対処・対応」)の獲得を目指した構成を継承する。
- (3) 系統的な取組につなげるために、各学年のエクササイズのねらいや内容を一覧にして掲載する。
- (4) 主に特別活動(学級活動)の授業で、若い教員でもすぐに実施できるようにするために、指導案とワークシートを掲載する。
- (5) 各学年のエクササイズを実施する上で留意することを掲載し、授業者が、個別支援を要する児童生徒や人間関係の構築に課題を持つ児童生徒等への配慮ができるようにする。
- (6) 学級活動以外にも、各教科等でも活用できるエクササイズにする。
- (7) 学級の実情に合わせて、他学年でも実施することができるエクササイズを掲載する。また、中学生でも使える高校生版エクササイズを掲載し、プログラムを柔軟に活用できるようにする。
- (8) 生徒指導提要(P109 図表5-3-3)に掲載されている教育相談で活用できる手法を意識したエクササイズを掲載する。

### 5 次年度の事業推進

- (1) 各教育事務所管内の小学校1校、中学校1校に効果測定ソフトを活用した調査研究を依頼する。
- (2) 人間関係づくりプログラム活用推進委員会を設置し、研究推進協力校の成果と課題を分析・考察する。また、効果的な取組について、市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議において普及・啓発する。

平成26年度特別支援体制整備研究協議会報告

(特別支援教育課)

1 開催趣旨

地域における支援体制の充実について、各市町の保健福祉行政担当者、教育行政担当者、特別支援教育チーフ・コーディネーターが一堂に会し、各市町の取組の状況について情報交換し、障害のある者への一貫した継続的な相談・支援の実施に向けた協議の場とする。

2 日時

平成26年10月15日(水) 午前10時00分から午後4時30分まで

3 会場

静岡県男女共同参画センター「あざれあ」

4 参加者

各市町の保健福祉行政担当者、教育行政担当者、特別支援教育チーフ・コーディネーター 計104名

5 日程及び内容

- 10:00 講義 「県教育委員会所管事項説明」  
「幼保から小学校、中学校から高等学校(専門学校)、高等学校から大学への移行について」
- 13:00 講義 「県健康福祉部所管事項説明」
- 13:30 分科会
- 16:30 終了

6 参加者アンケート結果

	大変参考になった	参考になった	あまり参考にならなかった	まったく参考にならなかった
福祉担当	50%	50%	0%	0%
	100%		0%	
教育委員会	62%	35%	3%	0%
	97%		3%	
チーフ・コーディネーター	48%	48%	4%	0%
	96%		4%	

7 成果と課題

(1) システム面について

- ・ 幼児期から義務教育期の支援体制作りは、それぞれの市町でかなり整ってきている。
- ・ 幼稚園・保育所内での支援体制については、地域により差がある。
- ・ 中学校から高等学校等へのつなぎのシステムや、高等学校期の諸機関と連携した支援の仕組みは、多くの市町でさらに充実させる必要がある。
- ・ 福祉と教育が共同して支援するシステムがある市町が増えてきた。

(2) 人的面について

- ・ システム機能の質的向上を図るため、それぞれの立場の人が「つながり」を意識した働きかけをすることが大事である。
- ・ 各機関・学校での専門的支援者の専門性の向上をさらに努める必要がある。

(3) ツール面について

- ・ 相談支援ファイルの作成と活用は、多くの市町で充実させる必要がある。



(件名)

平成 27 年 3 月の主要行事予定

(教育総務課)

日 時	行 事 名	会 場 等
3 / 6 (金) 10:00~	◎教育委員会定例会 (3月第1回)	県庁西館8階教育委員会議室
3 / 16 (月) 10:00~	◎教育委員会定例会 (3月第2回)	県庁西館8階教育委員会議室

◎ 全委員 ☆委員長のみ ○該当委員のみ

【県議会 2 月定例会】

2 月 13 日 (金) 開会

2 月 18 日 (水)・19 日 (木)・20 日 (金)・24 日 (火)・25 日 (水)・26 日 (木)

本会議

3 月 2 日 (月)・3 日 (火)・4 日 (水)・5 日 (木) 常任委員会

3 月 11 日 (水) 閉会

(会期 27 日間)

(件名)

## 静岡県のケータイ・スマホルールカレンダー及び店舗用卓上啓発物

(社会教育課)

### 1 親子で話そう!!静岡県のケータイ・スマホルールカレンダー

#### (1) 目的

リーフレットの配布により、子どもたちがいじめや犯罪に巻き込まれたり、ネット依存状態に陥ったりすることがないように、家庭教育の中でルールやマナーを話し合ってもらい機会を提供する。

#### (2) 特徴

目に付くところに貼っておけるカレンダー形式で、具体的な宣言を親子で話し合っ

#### (3) 配布先及び時期

県内全小学校5年生の保護者・全中学校2年生の保護者（中学に配布拡大）

市町教育委員会を通じて3月中旬までに各学校へ配布する。学校は、児童・生徒を通じて各家庭に配布するか、4月の参観会等の場で保護者に直接配布する。

### 2 店舗用卓上啓発物

#### (1) 目的

有害情報の閲覧を制限する「フィルタリング」に係る法令等を保護者に周知徹底するべく、機器の購入時を捉えた保護者に対する効果的な啓発をすることにより、健全育成を阻害するような情報から子どもたちを保護することを目的とする。

#### (2) 特徴

携帯電話等販売店の契約カウンター等に置き、保護者に啓発する三角柱であり、県条例等で定めるフィルタリング規定順守面、県PTA連絡協議会が推進する親子間の「5つのルール」周知面、県ネット安全・安心協議会が重要視する携帯電話以外の各種機器へのフィルタリング等知識提供面の三面で構成されている。

#### (3) 配布先及び時期

県内で営業する携帯電話等販売店（約390店舗）、3月中旬に配布予定

### 3 連携等

(1) 県PTA連絡協議会との連携により、保護者に向けてのメッセージ等を掲載した。

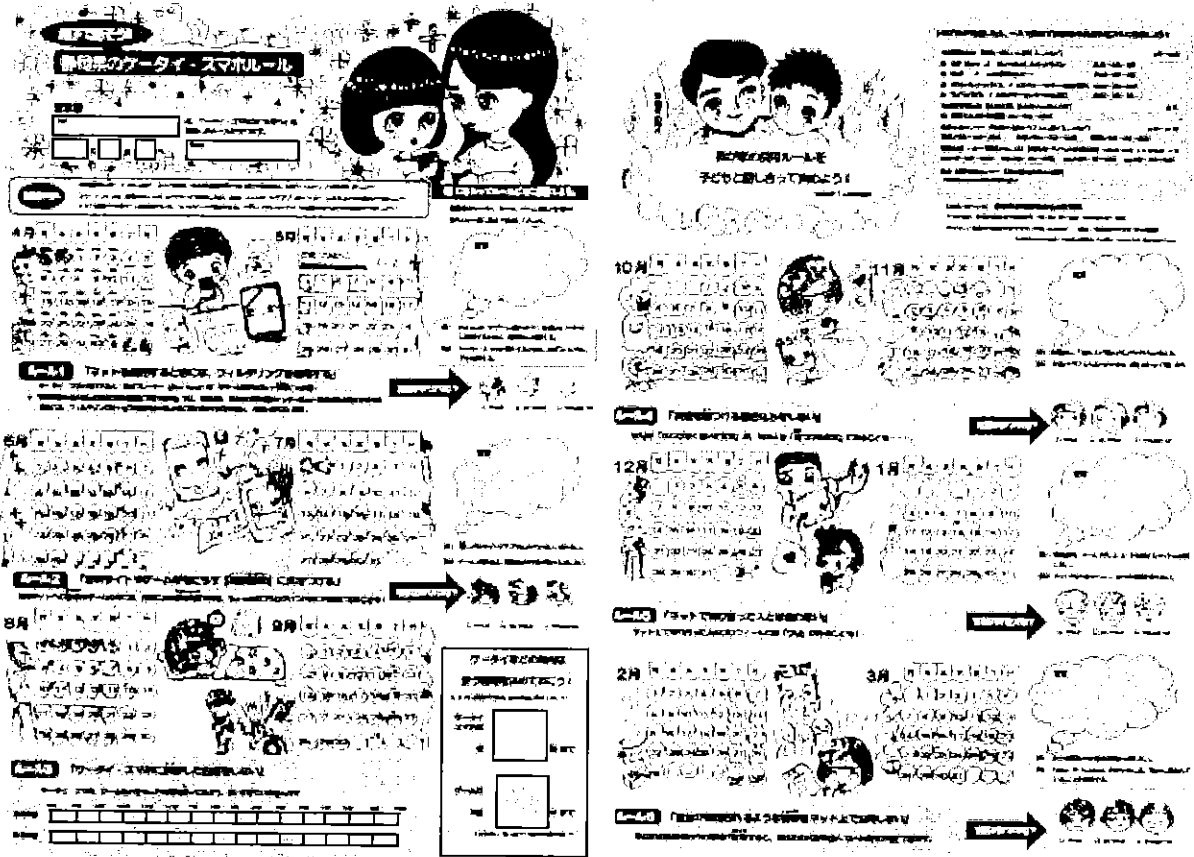
(2) 有識者、携帯電話等に詳しい県内のNPO法人、携帯電話事業者、SNS事業者、県関係各課の職員で構成する静岡県ネット安全・安心協議会で検討した。

#### 【参考】静岡県PTA連絡協議会からの呼びかけ

- ・ 保護者の責任として、必要がなければ携帯電話やスマホを持たせない。
- ・ 有害サイトの閲覧を制限する「フィルタリング」を設定する。
- ・ 小学生は午後9時、中学生は午後10時以降使用しない。（塾通いをはじめ防犯対策等、使用する必要がある場合はこの限りではない。）

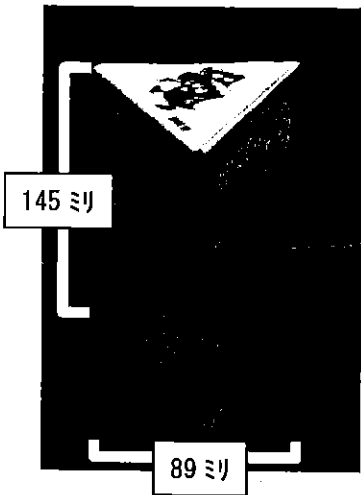
など

『親子で話そう!!静岡県のケータイ・スマホルール カレンダー』



『店舗用卓上啓発物』

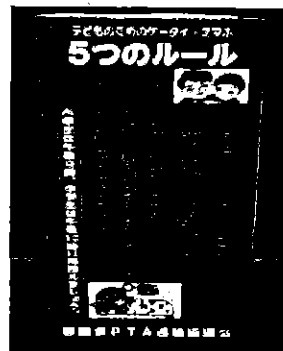
啓発物イメージ



【協議会啓発面】



【県P連啓発面】



【県教委啓発面】

